



データでみる やまなしの男女共同参画

男女共同参画社会とは

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会です。

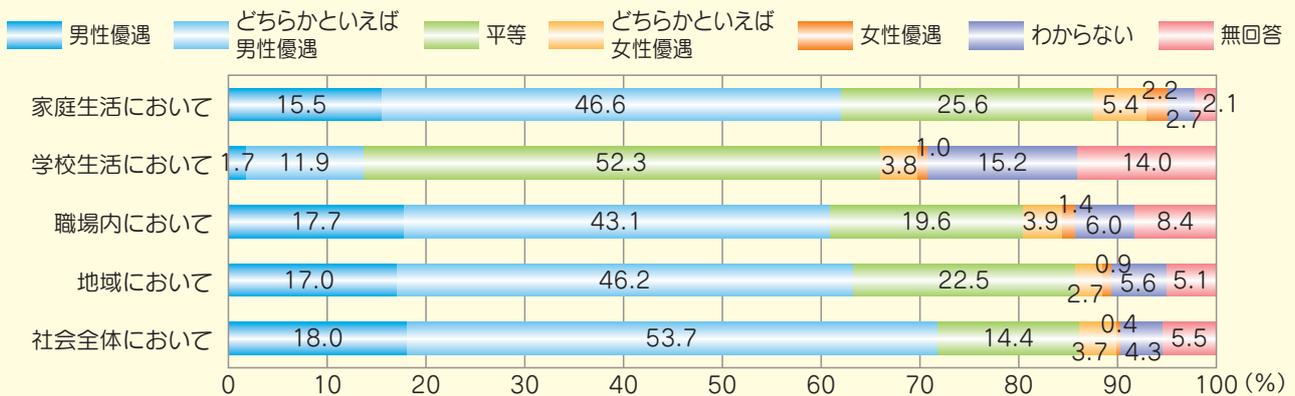
(男女共同参画社会基本法第2条、山梨県男女共同参画推進条例第2条抜粋)

なぜ男女共同参画社会の実現が必要なのか？

男女共同参画社会の実現は、日本国憲法の理念でもある個人の尊重、法の下での平等に基づく普遍的な課題です。また、少子高齢化、人口減少社会への移行、国際化の進展など、社会経済情勢の急速な変化に対応しながら豊かな社会を築いていくためにも、女性の社会参画を促進し、社会全体としてその能力を有効に活用していく必要があります。

男女共同参画に関する意識

各分野における男女の不平等感



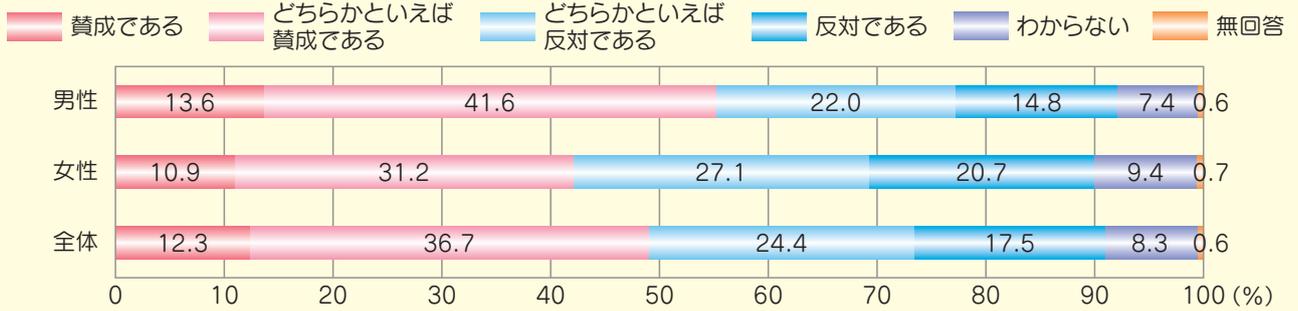
(資料: 県民生活・男女参画課 平成17年度「男女共同参画に関する県民意識・実態調査」)

「学校生活において」は「平等」の割合が高くなっていますが、その他の分野では「男性優遇である」(「男性優遇」と「どちらかといえば男性優遇」の合計)の割合が高くなっています。

平成12年に実施した前回調査と比較すると、前は「どちらともいえない」という中間的な選択肢があったため、<男性優遇である>の割合は全分野ともそれほど高くありませんでしたが、今回は「どちらともいえない」を留意しなかったところ、前回に比べて<男性優遇である>と「平等」が全分野で大きく増加しました。

※集計(グラフ)は、小数点第2位を四捨五入しており、数値の合計が100%にならない場合があります。

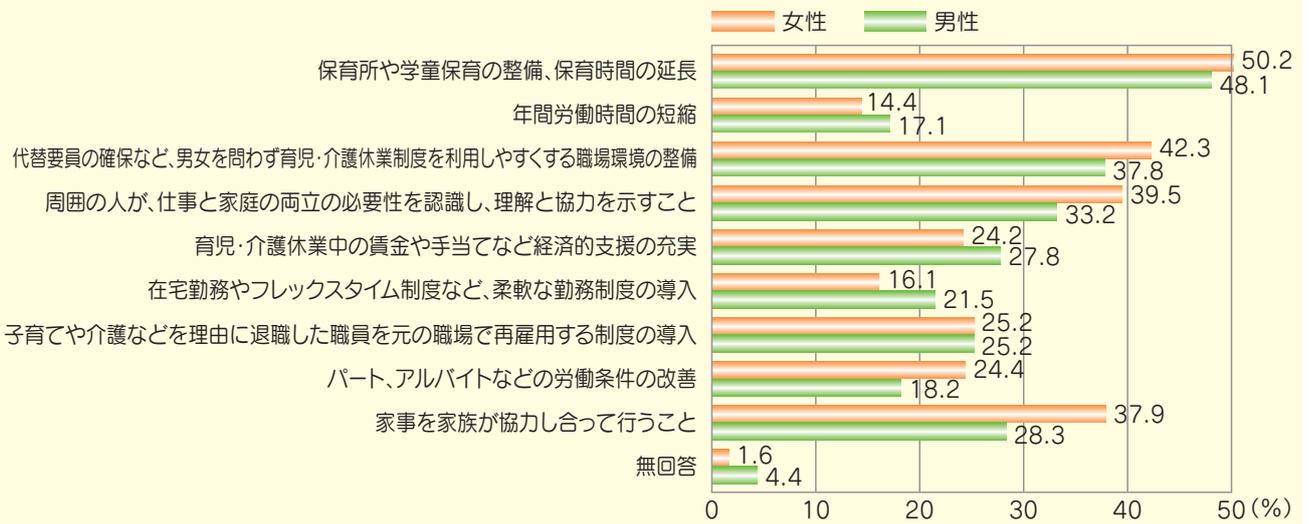
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え



(資料: 県民生活・男女参画課 平成17年度「男女共同参画に関する県民意識・実態調査」)

全体では<賛成> (「賛成である」、「どちらかといえば賛成である」の合計) が、49.0%に対して、<反対> (「反対である」、「どちらかといえば反対である」の合計) は41.9%と7.1ポイント<賛成>が高くなっています。性別にみると、<賛成>が男性では55.2%に対し、女性では42.1%で男性の方が13.1ポイント高くなっています。

家庭生活と仕事など他の活動を両立するために必要な環境整備

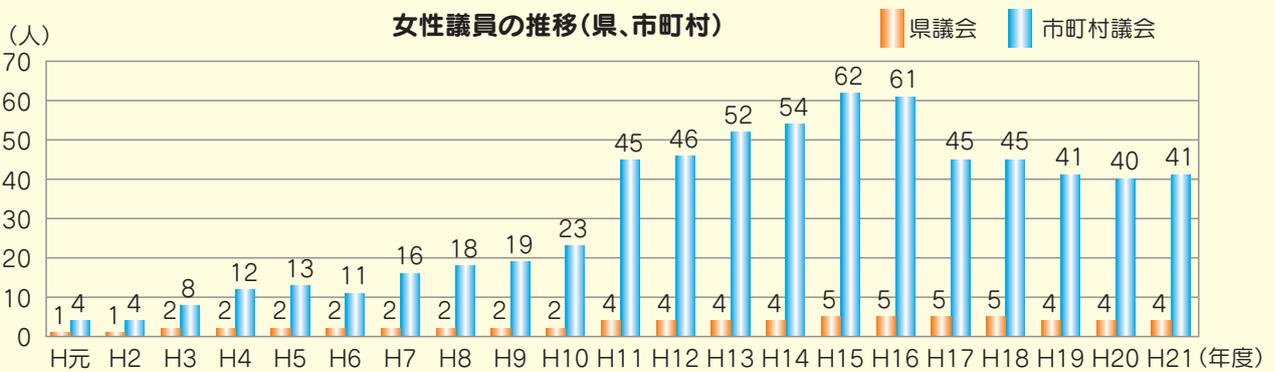


(資料: 県民生活・男女参画課 平成17年度「男女共同参画に関する県民意識・実態調査」)

男女とも「保育所や学童保育の整備、保育時間の延長」がもっとも多くなっています。

● 女性の参画

女性議員の推移(県、市町村)



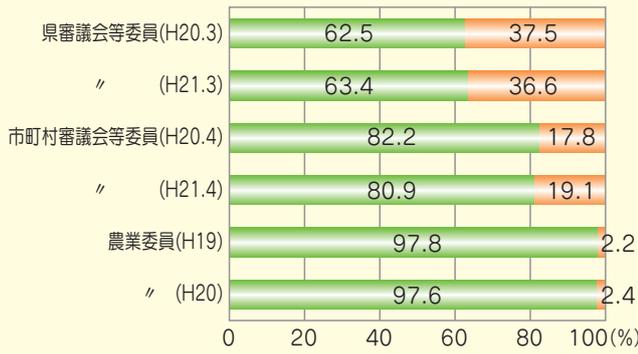
(資料: 県民生活・男女参画課調べ)

市町村議会の議員実数に対する割合は、増加の傾向にあります。

※6.2% (H16.4現在)、7.5% (H18.4現在)、7.9% (H19.5現在)、8.3% (H20.12現在)、9.1% (H21.12現在)

※県議会女性議員の割合 11.1% (H21.4現在)

女性の参画状況



(資料:県民生活・男女参画課調べ)

審議会等の女性委員の割合は多少の増減はあるものの、ほぼ同じ状況あります。

女性の管理的職業従事者の推移(山梨県、全国)

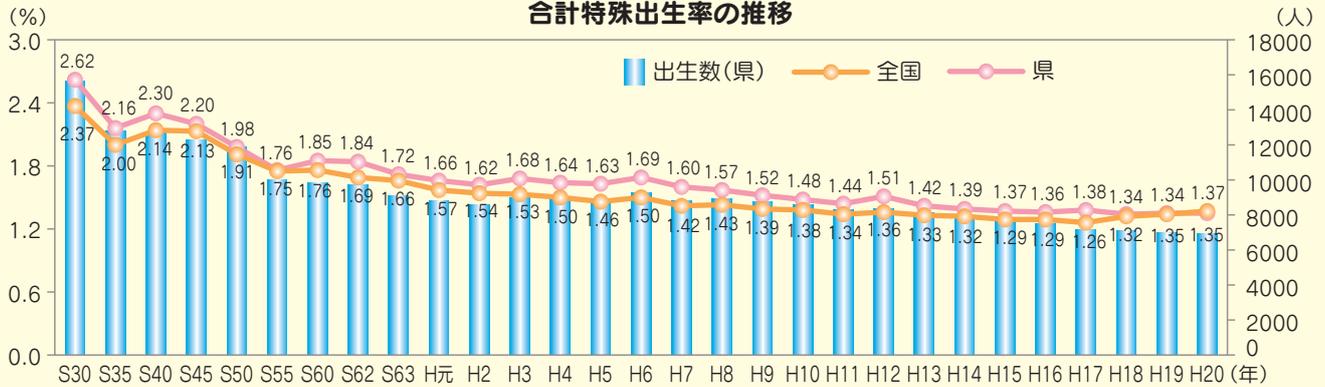


(資料:総務省統計局「国勢調査報告」)

就業者全体に占める、女性の管理的職業従事者の割合は、数値としてはまだまだ低いものの、増加傾向にあります。

● 少子化

合計特殊出生率の推移



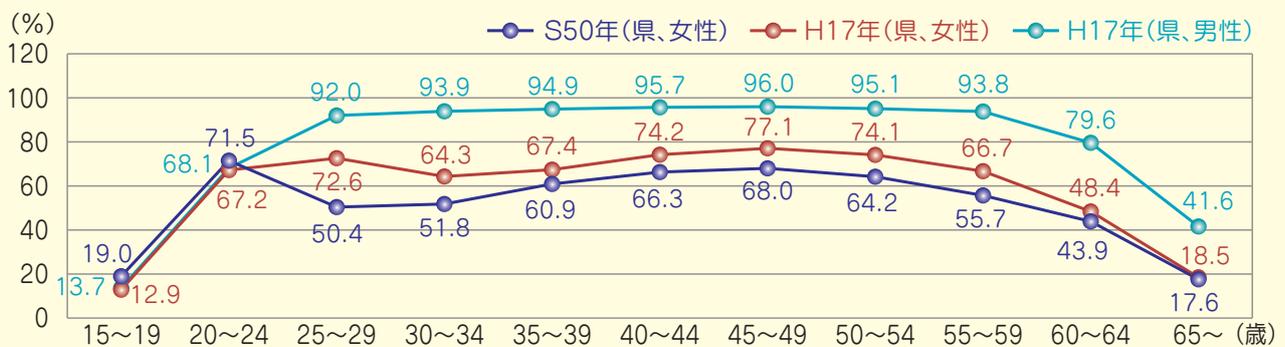
(資料:厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態調査」)

合計特殊出生率が、2.08を下回ると将来の人口は自然減になるといわれています。平成20年は、全国では1.37と前年の1.34を上回り、前年に引き続き上昇しましたが、本県では1.35と前年と同値で、全国値を若干下回りました。

※合計特殊出生率:15歳から49歳まで(再生産年齢)の女性の年齢別出生率を合計したもの。一人の女性が再生産年齢を経過する間に、その年の年齢別特殊出生率に基づいて子どもを産んだと仮定した場合の平均出生児数。

● 労働力

年齢階級別労働力率の推移

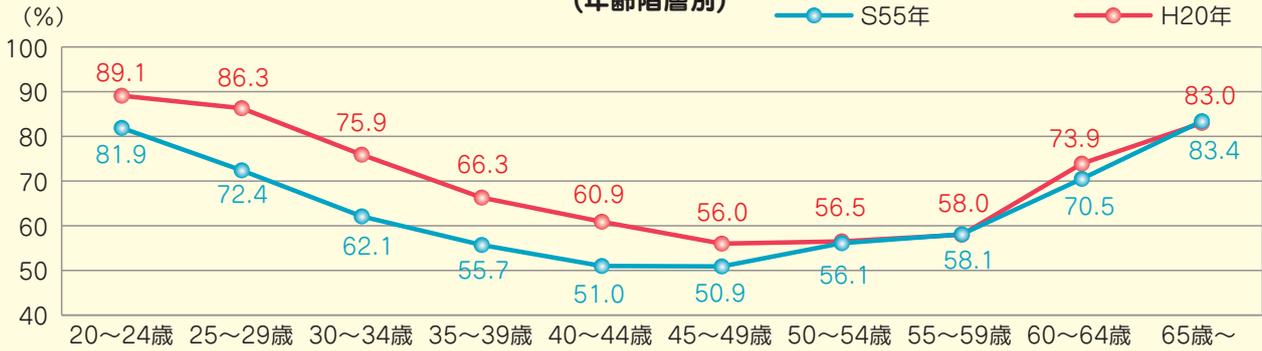


(資料:総務省統計局「国勢調査報告」)

平成17年には、25~29歳の女性の労働力率は、72.6%となり、昭和50年の50.4%から大きく上がっています。M字カーブの底は25~29歳から30~34歳へ移行していますが、依然としてM字カーブを描いています。

※労働力率:15歳以上人口に占める労働力人口(就業者+完全失業者)の割合

男性を100とした場合の女性のきまって支給する現金給与額の割合
(年齢階層別)

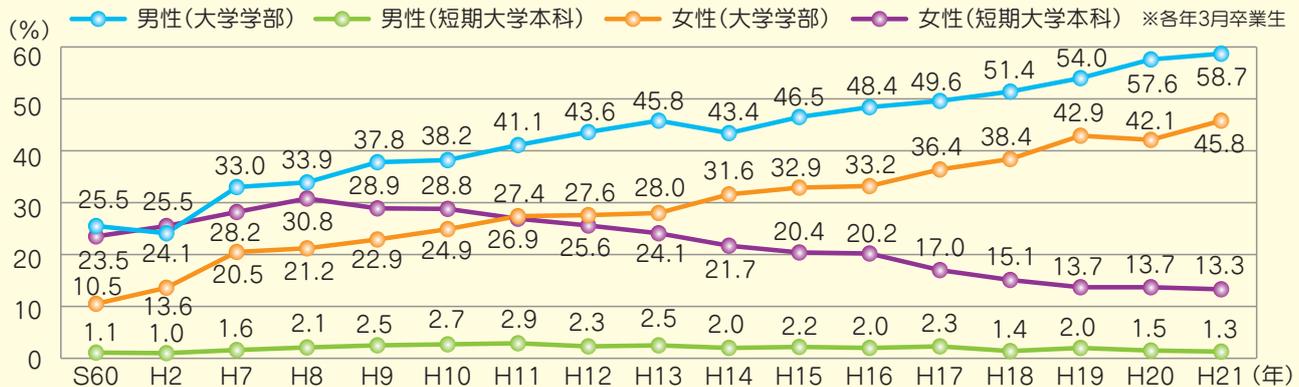


(資料:厚生労働省大臣官房統計情報部「賃金構造基本統計調査報告」より作成)

昭和55年と比較すると、すべての年齢階層で男性に近づいてはいますが、35歳から59歳までは、男性の7割未満となっています。

進学

高等学校卒業生の進学率の推移

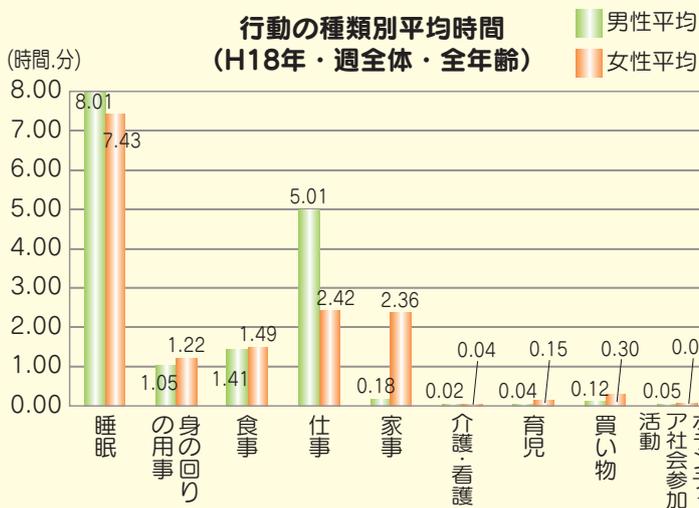


(資料:文部科学省「学校基本調査」より作成)

平成21年3月の高等学校卒業生の進学率は、男性の大学学部進学が58.7%、女性の大学学部進学が45.8%となっています。昭和60年3月卒業生と比較すると、男性の大学学部進学で33.2ポイント、女性の大学学部進学で35.3ポイント上昇しています。

家庭

行動の種類別平均時間
(H18年・週全体・全年齢)



(資料:総務省統計局「社会生活基本調査報告」)

【仕事時間】 週全体・全年齢の平均仕事時間は、男性が5時間1分、女性が2時間42分となっていて、平成13年調査よりも減少しています。

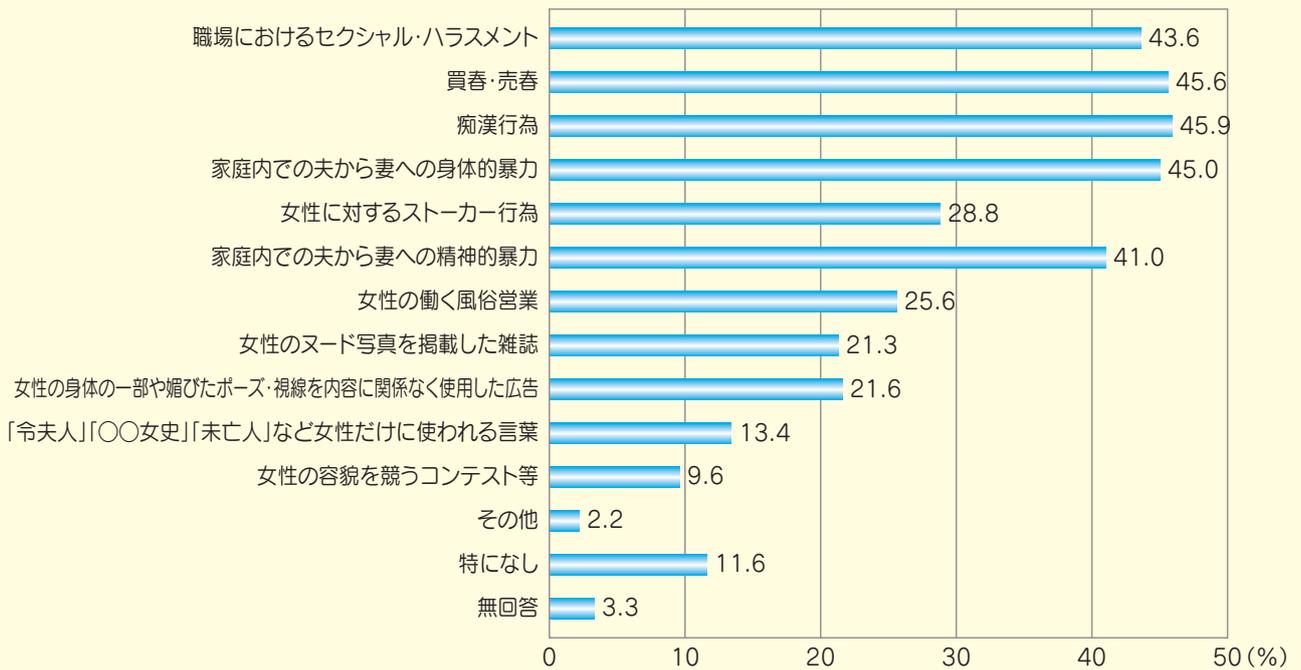
しかし有業者に限ってみると、男性7時間1分、女性4時間59分と、H13年の調査結果(男性6時間30分、女性4時間37分)と比べ、仕事時間が大幅に増加しています。

【家事・育児などの家事関連時間】 週全体・全年齢の平均家事時間は、男性18分に対し女性2時間36分、「育児時間」は、男性4分に対し女性15分となり、平成13年の調査結果(家事:男性12分、女性2時間40分、育児:男性2分、女性21分)に比べ、いずれも男性が増え、女性が減っています。

家事関連時間(家事、介護・看護、育児、買い物)を合計すると、男性36分、女性3時間25分となり(平成13年調査では男性26分、女性3時間23分)、全体的に男女差が縮小されてきています。

● 女性の人権

女性の人権に関する意識（女性の人権が尊重されていないと感じる行為等）

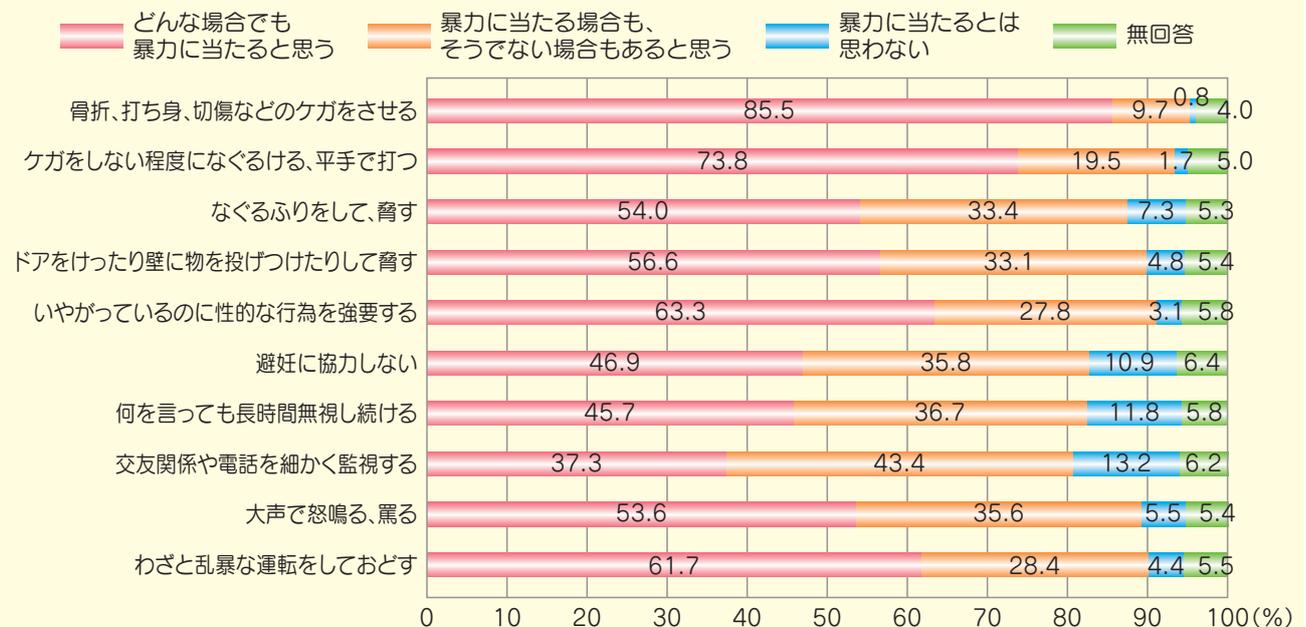


（資料：県民生活・男女参画課 平成17年度「男女共同参画に関する県民意識・実態調査」）

女性の人権が尊重されていないと感じることとして多いのは、「痴漢行為（45.9%）」、「買春・売春（45.6%）」、「家庭内での夫から妻への身体的暴力（45.0%）」となっています。

● 夫婦間の暴力

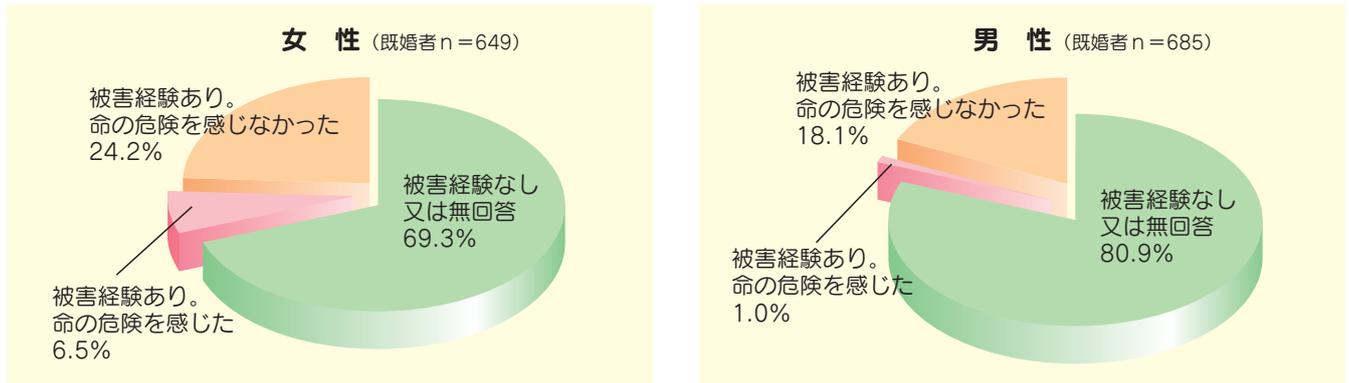
夫婦間で行われた場合に暴力と認識される行為



（資料：県民生活・男女参画課 平成17年度「男女共同参画に関する県民意識・実態調査」）

「どんな場合でも暴力に当たると思う」の割合が多いのは、「骨折、打ち身、切傷などのケガをさせる（85.5%）」、対して、「暴力に当たるとは思わない」の割合が多いのは、「交友関係や電話を細かく監視する（13.2%）」、「何を言っても長時間無視し続ける（11.8%）」、「避妊に協力しない（10.9%）」となっており、それぞれ1割を超えています。

配偶者からの暴力の被害経験



(資料: 県民生活・男女参画課 平成17年度「男女共同参画に関する県民意識・実態調査」)

配偶者からの暴力の被害経験がある者のうち、その行為により、命の危険を感じたと回答したのは全体で49人となっており、これを既婚者(1,334人)に対する割合で見ると3.6%となっています。

性別にみると、男性は7人で既婚者(685人)の1.0%、対して女性は42人で既婚者(649人)の6.5%が、命の危険を感じたと回答しています。

(単位: %)

	これまでに被害にあった		この1年間に被害にあった	
	女性	男性	女性	男性
身体に対する暴行を受けた	20.3	9.6	4.8	2.6
危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような言動を受けた	14.0	3.9	4.8	1.6
人格を否定されるようなひどい暴言を受けた	20.8	13.0	11.1	6.7
いやがっているのに性的な行為を強要された	13.9	2.5	5.1	0.9

(n=1334、女性n=649、男性n=685)

被害経験者の割合は、すべての行為で女性が男性を上回っています。

市町村の状況

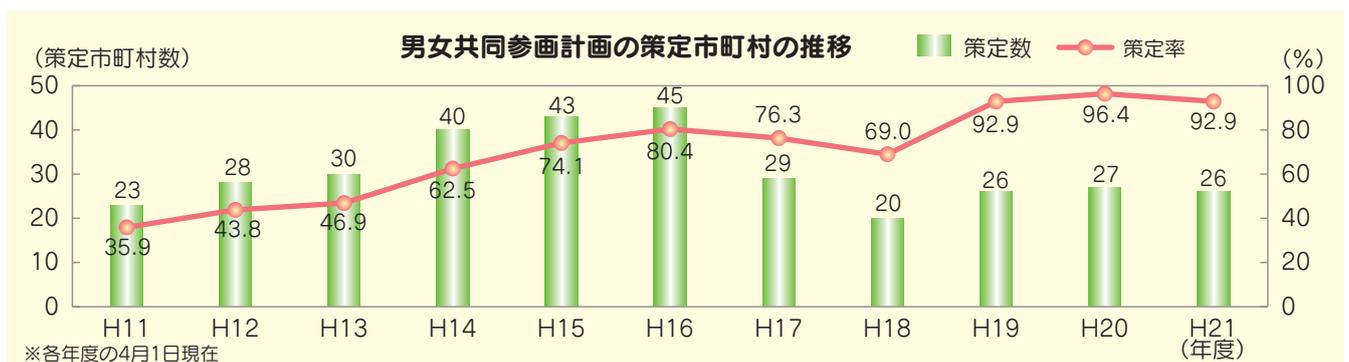
男女共同参画に関する条例の制定状況

市町村における制定率は、平成21年4月1日現在57.1% (16/28市町村) となっています。全国で3番目に高い制定率です。

制定市町村: 甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、市川三郷町、増穂町、鯉沢町、早川町、身延町、南部町、忍野村、山中湖村

男女共同参画に関する計画の策定状況

男女共同参画計画を策定している市町村は26市町村で、県全体で92.9%と高い策定率となっています。(全国で4番目に高い策定率です。)



※各年度の4月1日現在

(資料: 県民生活・男女参画課調べ)

● 政策方針決定過程への女性の参画

HDI (2009年)

順位	国名	値
1	ノルウェー	0.971
2	オーストラリア	0.970
3	アイスランド	0.969
4	カナダ	0.966
5	アイルランド	0.965
6	オランダ	0.964
7	スウェーデン	0.963
8	フランス	0.961
9	スイス	0.960
10	日本	0.960

基本的な人間の能力がどこまで伸びたかを示すHDIは、182か国中10位です。(2008年は179か国中8位)

GEM (2009年)

順位	国名	値
1	スウェーデン	0.909
2	ノルウェー	0.906
3	フィンランド	0.902
4	デンマーク	0.896
5	オランダ	0.882
6	ベルギー	0.874
7	オーストラリア	0.870
8	アイスランド	0.859
9	ドイツ	0.852
10	ニュージーランド	0.841
⋮	⋮	⋮
57	日本	0.567

政治及び経済への女性の参画の程度を示すGEMは、109か国中57位です。(2008年は108か国中58位)

HDI:人間開発指数(Human Development Index)

基本的な人間の能力がどこまで伸びたかを測るもので、基礎となる「長寿を全うできる健康的な生活」、「知識」及び「人並みの生活水準」の3つの側面の達成度の複合指数である。具体的には、平均寿命、教育水準(成人識字率と就学率)、国民所得を用いて算出している。

GEM:ジェンダー・エンパワーメント指数(Gender Empowerment Measure)

女性が積極的に経済界や政治生活に参加し、意思決定に参加できるかどうかを測るもの。HDIが人間の能力の拡大に焦点を当てているのに対して、GEMは、そのような能力を活用し、人生のあらゆる機会を活用できるかどうかに関心を当てている。

具体的には、女性の所得、専門職・技術職に占める女性の割合、行政職・管理職に占める女性の割合、国会議員に占める女性の割合を用いて算出している。

(資料:UNDP“Human Development Report2009”)

男女共同参画社会の実現に向けた山梨県の取組

山梨県男女共同参画推進条例(平成14年3月公布・施行)

● 基本理念

- ①男女の人権の尊重 ②社会における制度又は慣行についての配慮
③政策等の立案及び決定への共同参画 ④家庭生活における活動と他の活動の両立 ⑤国際的協調

第2次山梨県男女共同参画計画(平成18年12月策定)

● 基本的考え方

男女共同参画社会の実現に向けて、条例を基本に、社会経済情勢の変化、県民意識・実態調査の結果、国の男女共同参画基本計画などを勘案し策定しました。

● 計画の性格

「男女共同参画社会の形成」を目指し、山梨県における男女共同参画施策の基本となる、男女共同参画社会基本法に基づく法定計画です。また、県、県民、事業者が市町村、関係団体と連携して、男女共同参画社会の実現に向けて取り組むための指針となるものです。

● 計画期間 平成19年度から23年度までの5年間

● 計画内容

5つの基本目標と14の重点目標を設定し、重点目標ごとに「現状と課題」、「施策の方向」、「数値目標」を記載しています。

男女共同参画キーワード

社会的性別(ジェンダー)

人間には生まれつきの生物学的性別(セックス)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような別を社会的性別(ジェンダー)という。

固定的性別役割分担

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けること。

「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例である。

間接差別

外見上は、性中立的な規定、基準、慣行等が、他の性の構成員と比較して、一方の性の構成員に相当程度の不利益を与え、しかもその基準等が職務と関連性がない等、合理性・正当性が認められないものを指す。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ (性と生殖に関する健康と権利)

1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されている。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されている。

仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス)

将来にわたって多様性に富んだ活力ある社会を創造していくためには、男女がともに、仕事、家庭生活、地域生活など様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進が極めて重要である。

平成19年12月18日に「ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議」において「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され、関係者が積極的に取組を進めることとなっている。

エンパワーメント

力(パワー)をつけること。政治、経済、社会、家庭などのあらゆる分野で、自分たちのことは自分たちで決め、行動できるような能力を身につけること。

第4回世界女性会議(1995年)以降、女性自身が企画や政策・方針決定の場に参画し、社会を変えていく力を身につけることとして、女性問題の取組の中でも重要視され盛んに使われている。

ドメスティック・バイオレンス(DV)

「ドメスティック・バイオレンス」とは、英語の「Domestic(家庭内の)Violence(暴力)」をカタカナで表記したもの。略して「DV」と呼ばれることもある。

夫婦やパートナー間において、主に男性から女性に加えられる身体的・精神的・性的暴力などを指している。物理的な暴力だけでなく、脅し、罵り、無視、言動の制限・強制、苦痛を与えることなども含まれた概念。

この問題は、人権問題であり、次世代に引き継がれやすい社会問題であると認識することが必要。

近年は若年層における交際相手からの暴力(いわゆるデートDV)の被害も深刻化している。

企画/発行 山梨県県民生活・男女参画課

〒400-8501甲府市丸の内1-6-1 Tel 055-223-1358

URL <http://www.pref.yamanashi.jp/kenmin-skt/index.html>

☆山梨県県民生活・男女参画課のホームページからも各種情報をご覧いただけます。